

じるが、釈尊の仲裁により治まる。

[3-2] 以上から、両国はローヒニー（Rohini）河を挟んでその東西に隣接していたことが知られる。なおローヒニー（Rohini）河はゴラクプールにて Rapti 河に合流する小さな河であるという⁽¹⁾。また、舎衛城、カピラヴァットゥとルンビニーの位置関係について、後代の中国僧の旅行記には次のように記録されている。

法顯伝（大正 51 p.851 上）：舎衛城から東行 1 由旬たらずでカピラヴァットゥに到る。カピラヴァットゥの東 50 里にルンビニー（論民園）がある。

大唐西域記（大正 51 p.902 上）：カピラヴァットゥから東南 30 余里に小卒塔婆があり、その側に泉がある。そこから東北へ行くこと 8、90 里でルンビニー（臘伐尼林）に至る。

(1) Malalasekera ; *Dictionary of Pali Proper Names*

[4] つぎに両部族の政治的関係およびコーサラ国との関係を見てみよう。

[4-1] 釈尊がクシナーラーで入滅されたことを聞いた周辺の部族は仏舎利の分配を求めて集まった。この時集まった部族を示す A 資料はつぎの通りである。

DN.016 *Mahāparinibbāna-s.* (vol. II p.164) : 世尊の舎利はマガダ王の阿闍世 (Rājā Māgadho Ajātasattu Vedehi-putto)、ヴェーサーリーのリッチャヴィ族 (Vesālīkā Licchavī)、カピラヴァットゥの釈迦族 (Kāpilavat-thavā Sakyā)、アッラカッパのブリ族 (Allakappakā Bulayo)、ラーマガーマのコーリヤ族 (Rāmagāmakā Koliyā)、ヴェータディーパの婆羅門 (Ve-ṭhadipako brāhmaṇo)、パーヴァーのマッラ族 (Pāveyyakā Mallā)、クシナーラーのマッラ族 (Kosinārakā Mallā) に八分され、瓶はドーナ婆羅門 (Doṇo brāhmaṇo)、灰はピッパリヴァナのモーリヤ族 (Pipphalivaniyā Moriyā) に与えられた。

Buddhavaṃsa (p.068) : 勝者マハーゴータマはクシナーラーにおいて涅槃され、舎利の分割 (dhātuvitthārika) が行われた。1 つはアジャータサットゥへ、1 つはヴェーサーリーの都へ、1 つはカピラヴァットゥへ、1 つはアッラカッパカへ、1 つはラーマ村へ、1 つはヴェータディーパカへ、1 つはパーヴァーのマッラ族へ、1 つはクシナーラーへ。香姓婆羅門は瓶塔を築き、モーリヤ族は灰塔を建てた。

長阿含 002 「遊行経」 (大正 01 p.030 上) : 時拘尸國人得舎利分、即於其土起塔供養。波婆國人、遮羅國、羅摩伽國、毘留提國、迦維羅衛國、毘舍離國、摩竭國阿闍世王等得舎利分已、各歸其國、起塔供養。香姓婆羅門持舎利瓶歸起塔廟。畢鉢村人持地燠炭起塔廟。

十誦律「五百比丘結集三藏法品」 (大正 23 p.446 下) : 爾時拘尸城諸力士得第一分舎利。即於國中起塔、華香伎樂種種供養。波婆國得第二分舎利……。羅摩聚落拘樓羅得第三分舎利……。遮勒國諸刹帝利得第四分舎利……。毘舍諸婆羅門得第五分舎利……。毘耶離國諸梨昌種得第六分舎利……。迦毘羅婆國諸刹子得第七分舎利……。摩伽陀國主阿闍世王得第八分舎利……。姓煙婆羅門。得盛舎利瓶還頭那羅聚落起塔華香供養。必波羅延那婆羅門居士得炭還國起塔供養。爾時閻浮提中八舎利塔第九瓶塔第十炭塔。仏初般涅槃後起十塔自是已後起無量塔。

根本有部律「雜事」 (大正 24 p.402 中) : 第一分與拘尸那城諸壯士等廣興供養。第二分與波波邑壯士。第三分與遮羅博邑。第四分與阿羅摩處。第五分與吠率奴邑。第六分與劫比羅城諸刹迦子。第七分與吠舍離城栗姑毘子。第八分與摩伽陀國行雨大臣。此等諸人既分得已、各還本處起塔觀波。恭敬尊重伎樂華香盛興供養。時突路拏婆羅門將量舎利瓶、於本聚落起塔供養。有摩納婆名畢鉢羅、亦在衆中告諸人曰。釈迦如来恩無不善、於仁聚落而般涅槃。世尊舎利非我有分、其余炭燠幸願與我。於畢鉢羅處起塔供養。

白法祖記「仏般泥洹経」 (大正 01 p.175 上) : 辺境の八国の王たちが仏舎利を求めて集まった。屯屈という梵志が仲裁して八分した。道士の桓達は焦炭を得、遮迦竭人は灰を得た。

失訳「般泥洹経」 (大正 01 p.190 上) : 拘夷王、波旬国の諸華氏、可樂国の諸拘鄰、有衡国の諸満離、神州国の諸梵志、維耶国の諸離健、赤澤国の諸釈氏、摩竭王阿闍世が舎利を 8 分し、梵志温達は地焦炭、有衡国の異道士は地灰を得た。

法顯訳「大般涅槃経」 (大正 01 p.207 上) : 韋提希子阿闍世王、余七国王及毘耶離の諸離車等は舎利を 8 分し、調停の勞を取った徒盧那婆羅門は舎利瓶、諸力士は灰炭を得た。

Mahāparinirvāṇa-sūtra (中村・下 p.798, Waldschmidt p.446) : 世尊の舎利は、クシナガラのマッラ族 (Kauśināgarāṇāṃ mallānāṃ)、パーパーのマッラ族 (Pāpīyakānāṃ mallānāṃ)、チャラカルパのブラ族 (Calakalpakānāṃ bulakānāṃ)、ヴィシュヌ・ドヴィーパのバラモン (Viṣṇudvīpīyakānāṃ brāhmaṇānāṃ)、ラーマ・グラーマのクラウディヤ族 (Rāma-grāmiyakānāṃ kraudīyānāṃ)、ヴァイシャーリーのリッチャヴィ族 (Vaiśālīkānāṃ licchavināṃ)、カピラヴァストゥのシャーキヤ族 (Kāpilavāstavyānāṃ śākyānāṃ)、マガダのアジャータシャトル王 (rājā Māgadho jātasaṭtur vaidehiputro) に 8 分され、瓶はドゥームラ姓のバラモン (Dhūmasagotrāya brāhmaṇāya) に与えられ、炭は学生であるピッパラーヤナ (Pippalāyana māṇava) が取って、それぞれ塔を建てた。

この時の各部族が主張する理由のうち釈迦族とコーリヤ族についてはつぎのようになっている。

釈迦族：尊師はわれわれの親族のうちで最も偉い人である。われわれもまた尊師の遺骨の一部分の分配を受ける資格がある。

コーリヤ族：尊師も王族であり、われわれも王族である。われわれもまた尊師の遺骨の一部分の分配を受ける資

補 註

格がある⁽¹⁾。

マガダ王阿闍世、ヴェーサーリーのリッチャヴィ族、パーヴァーのマッラ族等もコーリヤ族と同じ理由を主張しており、釈迦族が釈尊の生国である点を除けば同等の資格で対峙していることが分かるであろう。しかもマガダ王やリッチャヴィ族が四種兵（象兵、馬兵、車兵、歩兵）をクシナーラーへ出兵させた時、釈迦族とコーリヤ族も四種兵を用意して対抗したので、ドローナバラモンが仲裁したとされている⁽²⁾。これも強国マガダに対抗する軍事力と独立心を維持していたことを物語るといえよう。

[4-2] コーサラ国との関係についての資料はつぎのとおりである。

Suttanipāta vs.422～423 (p.073) : 王よ、雪山のふもとに正直な民族がいてコーサラ国に住み、富と勤勉とを備えています。姓に関しては‘太陽の裔’といい、種族に関しては‘サーキヤ族’といいます。

DN.027「起世因本経」: ヴァーセッタよ、釈迦族はコーサラ国の波斯匿王に対し臣下の礼をとれり。釈迦族の者はコーサラ国の波斯匿王に従順に挨拶し席を立ち合掌し、謙遜の態度を示す。

長阿含 005「小縁経」(大正 01 p.037 中) : 今我親族釈種亦奉波斯匿王宗事礼敬。

中阿含 154「婆羅婆堂経」(大正 01 p.674 中) : 若諸釈下意愛敬至重供養奉事於波斯匿拘娑羅王。

[4-3] 当時のインド社会は、部族共和制から中央集権的王権制への過渡期にあったとみられ、この両者が併存していたが、いずれ 4 大王国に収斂していく運命にあった⁽³⁾。中小部族はその存立のためには、親しい部族と連合したり、強力になりつつある近隣大国の傘の下に入ることも必要であったと思われる。釈迦族もコーリヤ族と連合しながらコーサラ国を宗主国とせざるをえなかったであろう。

(1) *DN.016 Mahāparinibbāna-s.* (vol.III p.165)

(2) 長阿含 002「遊行経」(大正 01 p.029 中)

(3) 山崎元一『古代インドの王権と宗教』(1994 刀水書房) pp.14～15

[5] 結語

釈迦族とコーリヤ族とは祖先を同じくする同族部族で、ローヒニー河を挟んで西に釈迦族が、東にコーリヤ族が領域を有し、その主な都城は、前者はカピラヴァットゥ、後者はラーマガーマ、デーバダハである⁽¹⁾。政治体制としてはコーサラ国を宗主国とする部族連合国家と考えられるが、釈尊出生地であり、ここを舞台とする事績も多数あるので、本資料集ではコーサラ国に含めず、別に釈迦国の国名を立てることとする。

(1) このあたりの詳細な地図については、前田行貴『インド仏跡巡礼』p.176(東方出版、1998年12月)を参照されたい。

(本澤 綱夫)